

・機械の安全性を確認するための検証と妥当性確認の実施

図1の内側の矢印付きの破線で示すとおり、保護方策を立案（まだ実施には至らない時点）したあと、実務ではそれをかたちにするため、最適な方策を考案（設計）することになります。そして最終的に方策としてまとめ上げた（設計完了）のち、労働安全衛生規則や構造規格および、JISやISOなどの安全規格にうたわれている安全性要求事項と矛盾する点はないか、不足している点はないかなどを「検証」します。ここで要求事項を満たしていないなどの問題が見つければ、方策の考案をやり直すことが要求されます。

続いて、図1の外側の矢印付きの破線で示すとおり、考案した方策が低減しようとしているリスクを的確に下げられる性能を有するのかなど、方策の「妥当性確認」します。見当違いの方策ではないか、本当にそれでリスクを下げられるのか、新たな危険源を発生あるいは誘発することにならないかなどの基本事項のほか、保護方策を形づくる原材料自体の耐久性、機構部品・構造の強度、ネジなどによる固定方法の適切性、環境条件（温度、湿度、振動、電磁波等）に対する耐性など、保護方策が適切にその機能を維持できるかについて、様々な角度から検討し、その方策が「低減すべきリスク」を思った通りに低減できるものか確認します。

新たな危険源を発生あるいは誘発することや、適切に機能を維持できないことが判明した場合は、その方策自体を見直すか、別途安全策を追加して対処するか、いずれかの対応をしなければなりません。

図1 検証と妥当性確認のプロセス

